

第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画素案の変更

(1) 成果指標名称の変更

ページ	変更前(パブコメ前)	変更後(パブコメ後)
P62	[成果指標] の表中 指標7 <u>介護予防事業</u> の参加者数	指標7 <u>介護予防教室</u> の参加者数
P104	3 計画の進行管理 の表中 指標7 <u>介護予防事業</u> の参加者数 高齢者の <u>介護予防事業</u> への参加状況を示す指標です。	指標7 <u>介護予防教室</u> の参加者数 高齢者の <u>介護予防教室</u> への参加状況を示す指標です。

(2) 介護療養型医療施設から介護医療院への転換意向確認に係る変更

ページ	変更前(パブコメ前)	変更後(パブコメ後)
P91	ウ 施設サービス の(ウ) 介護医療院【新規】 の3行目 なお、平成29年6月の介護保険法改正により創設された介護医療院は、平成35年度末をもって廃止となる介護療養型医療施設などからの転換が見込まれますが、事業者に対する意向調査では本計画期間内での転換意向は <u>ありません</u> でした。	平成29年6月の介護保険法改正により創設された介護医療院については、平成35年度末をもって廃止となる介護療養型医療施設などからの転換が見込まれます。なお、事業者に対する意向調査では本計画期間内での転換意向が <u>ありましたが</u> 、転換時期が未確定のため利用見込みには反映させませんでした。
P92	ウ 施設サービス の(エ) 介護療養型医療施設 の3行目 なお、介護療養型医療施設は平成35年度末をもって廃止となるため、他の介護保険施設等へ <u>転換すること</u> となりますが、事業者に対する意向調査では本計画期間内での転換意向は <u>ありません</u> でした。	介護療養型医療施設については、平成35年度末をもって廃止となるため、他の介護保険施設等への <u>転換</u> が見込まれます。なお、事業者に対する意向調査では本計画期間内での転換意向が <u>ありましたが</u> 、転換時期が未確定のため利用見込みには反映させませんでした。

(3) 所得段階別保険料の表記の変更

ページ	変更前(パブコメ前)	変更後(パブコメ後)																																																																																								
P95	<p>イ 所得段階別保険料(保険料率) の表中 保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第6期計画 (平成27～29年度)</th> <th colspan="2">第7期計画 (平成30～32年度)</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>保険料</th> <th>段階</th> <th>保険料 対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>2,650円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,385円 (基準額×0.45)</td> <td>第1段階</td> <td>3,130円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,817円 (基準額×0.45) ・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯全員が市町村民税非課税) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 (世帯全員が市町村民税非課税)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>3,975円 (基準額×0.75)</td> <td>第2段階</td> <td>4,695円 (基準額×0.75) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 (世帯全員が市町村民税非課税)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>3,975円 (基準額×0.75)</td> <td>第3段階</td> <td>4,695円 (基準額×0.75) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人 (世帯全員が市町村民税非課税)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>4,770円 (基準額×0.9)</td> <td>第4段階</td> <td>5,634円 (基準額×0.9) ・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(本人は市町村民税非課税)</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>5,300円 (基準額×1.0)</td> <td>第5段階</td> <td>6,260円 (基準額×1.0) ・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人(本人は市町村民税非課税)</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>6,360円 (基準額×1.2)</td> <td>第6段階</td> <td>7,512円 (基準額×1.2) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額120万円未満)</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>6,890円 (基準額×1.3)</td> <td>第7段階</td> <td>8,138円 (基準額×1.3) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額120万円以上200万円未満)</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>7,950円 (基準額×1.5)</td> <td>第8段階</td> <td>9,390円 (基準額×1.5) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額200万円以上300万円未満)</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>9,010円 (基準額×1.7)</td> <td>第9段階</td> <td>10,642円 (基準額×1.7) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額300万円以上)</td> </tr> </tbody> </table>	第6期計画 (平成27～29年度)		第7期計画 (平成30～32年度)		段階	保険料	段階	保険料 対象者	第1段階	2,650円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,385円 (基準額×0.45)	第1段階	3,130円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,817円 (基準額×0.45) ・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯全員が市町村民税非課税) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 (世帯全員が市町村民税非課税)	第2段階	3,975円 (基準額×0.75)	第2段階	4,695円 (基準額×0.75) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 (世帯全員が市町村民税非課税)	第3段階	3,975円 (基準額×0.75)	第3段階	4,695円 (基準額×0.75) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人 (世帯全員が市町村民税非課税)	第4段階	4,770円 (基準額×0.9)	第4段階	5,634円 (基準額×0.9) ・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(本人は市町村民税非課税)	第5段階	5,300円 (基準額×1.0)	第5段階	6,260円 (基準額×1.0) ・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人(本人は市町村民税非課税)	第6段階	6,360円 (基準額×1.2)	第6段階	7,512円 (基準額×1.2) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額120万円未満)	第7段階	6,890円 (基準額×1.3)	第7段階	8,138円 (基準額×1.3) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額120万円以上200万円未満)	第8段階	7,950円 (基準額×1.5)	第8段階	9,390円 (基準額×1.5) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	第9段階	9,010円 (基準額×1.7)	第9段階	10,642円 (基準額×1.7) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額300万円以上)	<p>保険料(月額換算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第6期計画 (平成27～29年度)</th> <th colspan="2">第7期計画 (平成30～32年度)</th> </tr> <tr> <th>段階</th> <th>保険料(月額換算)</th> <th>段階</th> <th>保険料(月額換算) 対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>2,650円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,385円 (基準額×0.45)</td> <td>第1段階</td> <td>3,130円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,818円 (基準額×0.45) ・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>3,975円 (基準額×0.75)</td> <td>第2段階</td> <td>4,695円 (基準額×0.75) ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>3,975円 (基準額×0.75)</td> <td>第3段階</td> <td>4,695円 (基準額×0.75) ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>4,770円 (基準額×0.9)</td> <td>第4段階</td> <td>5,634円 (基準額×0.9) ・世帯の中に市町村民税課税者がおり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>5,300円 (基準額×1.0)</td> <td>第5段階</td> <td>6,260円 (基準額×1.0) ・世帯の中に市町村民税課税者がおり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>6,360円 (基準額×1.2)</td> <td>第6段階</td> <td>7,512円 (基準額×1.2) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>6,890円 (基準額×1.3)</td> <td>第7段階</td> <td>8,138円 (基準額×1.3) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>7,950円 (基準額×1.5)</td> <td>第8段階</td> <td>9,390円 (基準額×1.5) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>9,010円 (基準額×1.7)</td> <td>第9段階</td> <td>10,642円 (基準額×1.7) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人</td> </tr> </tbody> </table>	第6期計画 (平成27～29年度)		第7期計画 (平成30～32年度)		段階	保険料(月額換算)	段階	保険料(月額換算) 対象者	第1段階	2,650円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,385円 (基準額×0.45)	第1段階	3,130円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,818円 (基準額×0.45) ・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第2段階	3,975円 (基準額×0.75)	第2段階	4,695円 (基準額×0.75) ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	第3段階	3,975円 (基準額×0.75)	第3段階	4,695円 (基準額×0.75) ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	第4段階	4,770円 (基準額×0.9)	第4段階	5,634円 (基準額×0.9) ・世帯の中に市町村民税課税者がおり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第5段階	5,300円 (基準額×1.0)	第5段階	6,260円 (基準額×1.0) ・世帯の中に市町村民税課税者がおり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	第6段階	6,360円 (基準額×1.2)	第6段階	7,512円 (基準額×1.2) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	第7段階	6,890円 (基準額×1.3)	第7段階	8,138円 (基準額×1.3) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	第8段階	7,950円 (基準額×1.5)	第8段階	9,390円 (基準額×1.5) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	第9段階	9,010円 (基準額×1.7)	第9段階	10,642円 (基準額×1.7) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人
第6期計画 (平成27～29年度)		第7期計画 (平成30～32年度)																																																																																								
段階	保険料	段階	保険料 対象者																																																																																							
第1段階	2,650円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,385円 (基準額×0.45)	第1段階	3,130円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,817円 (基準額×0.45) ・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯全員が市町村民税非課税) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 (世帯全員が市町村民税非課税)																																																																																							
第2段階	3,975円 (基準額×0.75)	第2段階	4,695円 (基準額×0.75) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 (世帯全員が市町村民税非課税)																																																																																							
第3段階	3,975円 (基準額×0.75)	第3段階	4,695円 (基準額×0.75) ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人 (世帯全員が市町村民税非課税)																																																																																							
第4段階	4,770円 (基準額×0.9)	第4段階	5,634円 (基準額×0.9) ・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(本人は市町村民税非課税)																																																																																							
第5段階	5,300円 (基準額×1.0)	第5段階	6,260円 (基準額×1.0) ・市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人(本人は市町村民税非課税)																																																																																							
第6段階	6,360円 (基準額×1.2)	第6段階	7,512円 (基準額×1.2) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額120万円未満)																																																																																							
第7段階	6,890円 (基準額×1.3)	第7段階	8,138円 (基準額×1.3) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額120万円以上200万円未満)																																																																																							
第8段階	7,950円 (基準額×1.5)	第8段階	9,390円 (基準額×1.5) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額200万円以上300万円未満)																																																																																							
第9段階	9,010円 (基準額×1.7)	第9段階	10,642円 (基準額×1.7) ・本人が市町村民税課税 (合計所得金額300万円以上)																																																																																							
第6期計画 (平成27～29年度)		第7期計画 (平成30～32年度)																																																																																								
段階	保険料(月額換算)	段階	保険料(月額換算) 対象者																																																																																							
第1段階	2,650円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,385円 (基準額×0.45)	第1段階	3,130円 (基準額×0.5) ↓ [軽減後] 2,818円 (基準額×0.45) ・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人																																																																																							
第2段階	3,975円 (基準額×0.75)	第2段階	4,695円 (基準額×0.75) ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人																																																																																							
第3段階	3,975円 (基準額×0.75)	第3段階	4,695円 (基準額×0.75) ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人																																																																																							
第4段階	4,770円 (基準額×0.9)	第4段階	5,634円 (基準額×0.9) ・世帯の中に市町村民税課税者がおり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人																																																																																							
第5段階	5,300円 (基準額×1.0)	第5段階	6,260円 (基準額×1.0) ・世帯の中に市町村民税課税者がおり、かつ、本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人																																																																																							
第6段階	6,360円 (基準額×1.2)	第6段階	7,512円 (基準額×1.2) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人																																																																																							
第7段階	6,890円 (基準額×1.3)	第7段階	8,138円 (基準額×1.3) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人																																																																																							
第8段階	7,950円 (基準額×1.5)	第8段階	9,390円 (基準額×1.5) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人																																																																																							
第9段階	9,010円 (基準額×1.7)	第9段階	10,642円 (基準額×1.7) ・本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人																																																																																							
		<p>* 保険料は条例により年額で定めていますが、わかりやすくするために、所得段階別の保険料(年額)を12で割って、円未満の端数を四捨五入した月額換算の金額を表示していますので、実際の保険料の額とは必ずしも一致しない場合があります。</p>																																																																																								